

## 令和5年度 久留米市文化財専門委員会 会議録

1. 開催日時：令和6年2月27日（火） 14：00～15：30
2. 会 場：久留米市開発公社会館 2階会議室
3. 参加委員：大森洋子委員、横山邦繼委員、重松敏彦委員、橋川ひろみ委員、  
中溝直美委員、永松義博委員、森山秀子委員、段上達雄委員、鳥丸貞恵委員  
堀田秀茂委員
4. 事務局：井上、甲斐田、丸林、白木、塚本、神保、穴井、豊増、河野
5. 議 事

(1) 開会、文化財専門委員委嘱、課長挨拶、委員会成立報告

(2) 会長・副会長選任、部会長選任

会長：大森洋子委員

副会長：横山邦繼委員

<部会長>

史跡部会長：重松敏彦委員

名勝・天然記念物部会長：中溝直美委員

有形文化財部会長：森山秀子委員

無形文化財及び民俗文化財会長：段上達雄委員

(3) 報告1：令和4年度の事業報告

※配布資料に基づき、事務局から説明

### 【質疑応答】

(委 員) 「久留米市文化財保存活用地域計画」による事業は何を行ったのか。

(事務局) 「久留米市文化財保存活用地域計画」は、令和3年7月に文化庁に認定され、令和4年4月から運用を始めている。地域との協働により、地域の歴史遺産を守っていく取り組みとして「筑後川遺産登録制度」を作り、2件の認定を行った。

(委 員) 何が、筑後川遺産に登録されたのか。

(事務局) 第1号に「城島酒蔵ものがたり」、第2号に「田主丸 祭りの賑わう里」が登録された。

(委 員) 資料8ページの発掘調査及び22ページの久留米市文化財調査報告書は、一覧だけでは内容がわからないので調査地点や概要がわかるものを添付してもらいたい。

(事務局) 令和6年度以降は、概要や位置図を報告内容に記載するよう対応する。

(委 員) 埋蔵文化財調査報告書で、未刊行のものはどれほどあるのか。

(事務局) 発掘調査報告書は、原則発掘調査終了後2～3年以内に刊行するよう努めている。未刊行の調査報告書は一定量あり、整理作業の委託なども行いながら『集報』として過年度分の報告書作成を少しずつではあるが進めている。

(委 員) 発掘調査報告書については、年報などで概報を報告し、それを本報告に代えてしまうことがある。調査成果の報告は、概要で終わらないよう刊行を進めてほしい。

(事務局) 引き続き刊行に努める。

(委員) 研究会・文化財を活かした地域活動団体3団体に補助金を交付しているが、どのような活動をしているのか。

(事務局) 郷土研究会の活動に対して交付を行った。活動内容は、定例会での研究報告、研修会の実施、会誌作成などが主な内容である。

(委員) 郷土研究会は、地域の歴史を研究する団体であるが、高齢化や会員の減少など課題も多い。活動が継続できるよう今後も支援をお願いしたい。

(事務局) 協力は続けていく。

#### (4) 報告2：令和5年度の事業概要

※配布資料に基づき、事務局から説明

##### 【質疑応答】

(委員) 資料27ページにある県指定天然記念物「柳坂曾根のハゼ並木」剪定は、新型コロナウイルス感染症の影響でやらなくなったのか。

(事務局) 例年、筑水高校の協力も得て実施している。新型コロナウイルス感染症の影響で参加を見合わせた時期もあった。今年度も、参加予定であったが、天候不順により実施予定を変更したため、地元のみでの参加で実施する。次年度以降も地元・筑水高校の協力の下、作業実施予定である。

(委員) 摘み取ったハゼの実は活用しているのか。

(事務局) 市外の業者ではあるが、蝋燭の材料として活用している。近年では、蝋燭ではなく床材などのワックスの材料として商品化も展開しているようで、その際「柳坂曾根のハゼ」を使用していることをパッケージに記載している。

(委員) 資料29ページに、小学3年生の見学受入とあるが、継続して実施している事業なのか。

(事務局) 新型コロナウイルス感染症の影響で受入を中止していた時期もあるが、継続して実施している。見学は、学校側からも好評で、今後も続けていきたい。

(委員) 遠くから見学に訪れる学校もあるが、移動手段はどうしているのか。

(事務局) 久留米市のマイクロバスを利用していると聞いている。マイクロバスが手配できなかった場合は、路線バスなどを利用しているとのことである。

#### (5) 報告3：益生田古墳群の「指定相当の埋蔵文化財」リストについて

※配布資料に基づき、事務局から説明

##### 【質疑応答】

(委員) 資料33ページの、益生田古墳群の「指定相当の埋蔵文化財」リストに登載とはどういうことか。

(事務局) 令和5年10月に、文化庁が国指定文化財に相当するリストとして作成したもの。第一期リストとして42件が登載され、そのうちの1件に「益生田古墳群」が挙がっている。当該リストに登載されなければ指定にならないというものではないが、優先的に指定される候補となるもので、今後、益生田古墳群が国指定を受ける可能性は高くなると思われる。

(委員) 国指定にむけた久留米市の対応はどのようになっているのか。

(事務局) 令和3年度より継続して発掘調査を実施している。今後は、国や県の協力を得ながら準備を進めていく。

(委員) 用地の買上げは検討しているのか。

(事務局) 今すぐ買上げとはならないが、指定後の活用も含め、今後検討していく。今の景観を活かしたまま保存できるよう努めたい。

(委員) 地権者が変われば、意向の変化や情報が受け継がれないなどの課題もあるので、そのあたりも今後注意しておく方が良い。

(事務局) 了解した。

(6) 報告4：令和5年7月豪雨による史跡等の被害について

※配布資料に基づき、事務局から説明

【質疑応答】

(委員) 久留米市の被災支援について文化庁の動きはあるのか。

(事務局) 発生直後から、福岡県・国と情報共有している。ただし、無形文化財に対する支援については、制度的に難しいという課題に直面している。どこまで災害復旧の補助対象になるかの解釈によるところが大きく、文化庁も近年多発する災害対応の中で今後の課題と捉えている。

(委員) 文化庁への働きかけはしているのか。

(事務局) 担当者と文化庁調査官で話を続けている。また、久留米市が加盟している「全国重要無形文化財保持団体協議会」が毎年文化庁に行く要望活動の中に災害対応に関する項目を設け、支援に対する要望を行った。

(委員) 市町村から国への要望提出は大変重要なことである。継続した活動をお願いする。

(事務局) 今回の課題を踏まえ、今後も継続して陳情活動を行っていく。

(委員) 収蔵施設のひとつに被害があったとのことであるが、他に被害はなかったのか。また、今後災害を想定した対策を考えているのか。

(事務局) 他の収蔵施設に被害はなかった。今後の対策としては、これまで想定外のことも想定しつつ点検していく。些細な変化へも気づき、事前の対応ができるよう、定期的な点検を継続していく。

(委員) 被害にあった施設に収蔵している資料の被害はあったのか。

(事務局) 資料は、ラックに配架しており、資料への直接的な被害はなかった。一部、未整理の書籍や資料が水損したが、乾燥など応急処置をおこなっている。

(委員) 指定文化財への被害について、「森部平原古墳群」の指定案件への影響（指定解除など）はあるのか。

(事務局) 森部平原古墳群は福岡県指定文化財である。現地の確認には、福岡県の担当者も同行しており、情報共有は行っている。指定解除ではなく、構成員数が変更になる。

(委員) 崩落した古墳の復旧は考えているのか。

(事務局) 古墳は斜面の崩落により、一部しか残っていない状況である。復旧は難しい。

(委員) 確認した以外の被害はなかったのか。

(事務局) 現地は、現在も多数のクラックを確認しており、危険性が高く近寄れる状況にない。災害復旧もまだ、山の上部にはいたっておらず、現在も確認できない

被害が生じている可能性がある。

(7) 報告5：今後の諮問予定資料について

※配布資料に基づき、事務局から説明

【質疑応答】

(委員) 旧高良山大猷院殿石燈籠は、全体だけでなく、構成される部位の規格も記録しているのか。

(事務局) 現地測量時に計測している。今回は概要報告のため、実測図と写真のみ掲載している。諮問にあたっては、詳しいデータを揃える。

(委員) 有馬家墓所関連石燈籠群に関連して、茶室前に織部燈籠が3基あったと記憶している。うち1基は削り跡があるなど状態があまり良くない。確認及び記録をとっておくよう提言する。

(事務局) 織部燈籠については、2基は把握している。把握していない1基について、一度現地を確認したい。織部燈籠については、有馬家墓所関連石燈籠と合わせて調査をしていきたい。

(委員) 意見です。1600年前半期の石燈籠は、大名など一部しか建造しておらず、貴重な資料である。中世に建てられた燈籠とは形式も異なり、その点でも面白い資料といえる。そのような点においても、資料の把握を進めてもらいたい。

(委員) 燈籠の石材や石工などは判明しているのか。

(事務局) 石材は、山北石といわれるうきは市浮羽町の石が使われている。この他、久留米市内で確認される石造物は、八女市長野の凝灰岩が良く使われている。石工銘が刻まれるのが1700年代半ばくらいからになり、1600年代のものについてはわからないのが現状である。今後、研究が進み、情報が蓄積すればわかってくると思われる。

(委員) 元々は墓所内にあったとのことだが、元の場所に戻すことは可能か。

(事務局) 燈籠には、どの廟の前に設置されていたかについて記されているが、具体的に廟のどのあたりに設置されていたのかは不明である。本来の場所に戻すことは現状困難であるため、原状復旧は考えていない。

(委員) 関連石燈籠として有馬家墓所の指定案件に含まれなかったのか。

(事務局) 本来の設置場所が特定できず、原状復旧も困難なため指定要件には当てはまらないとのことであった。このため、まずは市指定文化財として保存をしたいと考えている。

(8) その他

【質疑応答】

(委員) 資料に委員名簿が無かった。

(事務局) 次回からは名簿も資料に添付する。

(委員) 委員会開催時の報告に限らず、重要な発見や報告事項などは、適宜文化財専門委員への情報提供をお願いしたい。

(事務局) 適宜情報提供するよう努める。

6. 閉会挨拶（事務局）